

西村裕三先生―その人と学問

横藤田 誠

西村裕三先生は、二〇一七（平成二九）年三月末をもって、定年により広島大学大学院社会科学研究科を退職された。二〇〇四（平成一六）年に着任され、法学部長（二期）、社会科学研究科長（二期）を務められ、本学の激動期における法学部・社会科学研究科の誤りなき前進の指揮を執られるとともに、各種審議会等の会長や委員として地域社会に多大な貢献をされた。憲法研究者の学識と矜持をもつて妥協なく発信される姿は、法的素養と幅広い視野、判断力を養い、社会に貢献できる資質・能力を育むことを目指す法学部の使命をその身をもって示されたものといえる。

一. 人 その一

一九七〇（昭和四五）年、広島大学法学部の前身である政経学部法律政治学科に入学された西村先生は、勉強も遊びも手を抜かない学生生活を過ごされたという。当初民法ゼミで学び、広島大学大学院法学研究科修士課程（当時）に進学したが、指導教授の転出をきっかけに畑博行先生（広島大学名誉教授、元近畿大学学長）の下で憲法を学ぶこととなった。

西村先生は、大学院修了後の一九七八（昭和五三）年に大阪府立大学経済学部にて任された。一九八二（昭和

五七)年から約二年間、アメリカを代表するロースクールを擁するカリフォルニア大学バークレー校およびデューク大学に客員研究員として滞在し、充実した留学生生活を過ごされた。広大なアメリカ大陸の西端と東端の両方の生活を体験した先生にとって最も印象的だったのは、アグレッシブな西、穏やかな東という、対照的な黒人の態度だった。黒人が差別されているのは間違いないが、人種問題は決して単純ではないと感じざるを得なかったという。両大学での研究経験が後に述べる先生の学問的实践に多大な影響を与えることとなる。

西村先生は帰国後、本格的に憲法の授業とゼミを担当されるようになる。経済学部でありながら西村先生の憲法ゼミは人気があり、毎年十人前後の学生が集った。経済学部の学生に憲法の役割を理解させるべく、最新判例をめぐって議論するという形で進められたゼミは、和やかな雰囲気で行われたという。

二〇〇四(平成一六)年、西村先生は本学に赴任された。ここでも西村ゼミは毎年十数名の学生が集う人気ゼミとなった。憲法の重要判例について学生が発表し皆で討論するという形式は大阪府大時代を踏襲したものの、その雰囲気は和気藹々としつつも、時に先生からの厳しい指摘が及ぶことがあり、「勉強しなければ」とゼミ生を奮起させるに十分なものだった。西村ゼミの最大の特徴は公務員志望者の多さだった。法学部の先輩から後輩に「公務員になりたければ西村ゼミに」と語り継がれたようだ。毎年ゼミ生の九割が、憲法をその身に刻んで公務員として巣立って行った。

大学院生に対する指導も熱心に行われた。研究者となった教え子数名に話を聞いて意外だったのは、西村先生の指導のあり方が同一ではなかったことだ。ある院生には手取り足取りではなく後ろから励まし、他の院生には「てにをは」を含む文章推敲を細かく指導し、別の院生にはソクラテス・メソッドを用いつつ優しく接したという。まさにその人の資質・性質を見てそれぞれに合わせた指導法を用いられたのだろう。ただ、教え子が声をそろえて語ったことがある。研究に対する妥協のない厳しさと、その反面で時々に見せる優しさだ。ある人は、研究発表の予行演習で思った以上

に褒められ、自信をもって本番に臨めたという。別の人は、研究内容について雷を落とされた後にさり気なく示された氣遣いに本当に救われたと語っている。

西村先生の厳しさと優しさに包まれたゼミ生との交流は卒業後も続く。二〇年以上前から、五月三日の憲法記念日に先生のご自宅近くの公園で行われるバーベキューパーティーには、多くの参加者があり、時に数十名に及んだこともあるという。

二、学問

西村先生の学問における最大の特徴は、アメリカ法に関する深き学識を踏まえた上での日米比較憲法研究にある。恩師・畑博行先生の教えを受けて芽生え、留学時の様々な経験・思考によって開花したアメリカ憲法研究に対する熱意は、西村先生の研究生生活の骨格となったといえる。

主な研究対象は司法審査制および平等保護である。いずれも、アメリカ憲法の影響を色濃く受けた日本国憲法体制にとつて日米比較法研究の必要性の最も高い分野であるといえる。前者については、「アメリカの司法審査制に関する一考察―その歴史的発展過程と機能的分析（一）（二）」（『広島法学』三卷一号・三号、一九七九年）および「日本国憲法の下での憲法訴訟の展開―司法消極主義から司法積極主義へ」（『裁判所は「権利の砦」たりうるか』、二〇一一年）に結実している。

もうひとつの平等保護に関する比較法研究こそ、西村先生の最大の学問的貢献だといえる。その嚆矢となったのが、阪本昌成先生と共訳された「バックキー事件における主要なブリーフ（一）～（五）完」（『広島法学』三卷二号・三号・

四号、四卷一号・二号、一九七九〜八〇年）である。連邦最高裁判所が大学入学に際し黒人用の特別枠を設けるのを平等原則違反とした一九七八年のバッキー事件で最高裁に提出されたブリーフ（準備書面、弁論趣意書）を訳したこの作品は、平等原則をめぐる最大の難問の一つとなるアフアーマティブ・アクション（以下、AAという）に関する、日本における最初期の研究となった。この作品はまた、アメリカの判例研究におけるブリーフの重要性を明らかにしたといえる。西村先生はこの後、アメリカの関連判例の研究を精力的に進められ、『アメリカにおけるアフアーマティブ・アクションをめぐる法的諸問題』（一九八七年）に纏められた。AAをめぐる研究を書籍として世に問うたのは、西村先生のこの業績が日本で初めてだった。まさにAAに関する研究については、先生が学界をリードしてきたのである。

その後も、西村先生は、AAに関する判例をフォローする研究（「Affirmative Action」をめぐる合衆国最高裁判例の動向」日米法学会刊『アメリカ法』一九八九―二、一九九〇年、「最近の判例—Hopwood v. Texas, 78 F.3d 932 (5th Cir.), cert. denied, 116 S.Ct. 2581(1996)』『アメリカ法』一九九九―二、二〇〇〇年、など）に加え、アメリカ社会の価値観と関連させてAAの意味を深く考究する論稿（「差別と救済—アメリカ社会と平等」阪本昌成・村上武則編著『人権の司法的救済』、一九九〇年、「多様性の価値と“Affirmative Action”」阪本昌成編『立憲主義—過去と未来の間—』、二〇〇〇年など）など、この分野の研究を支えられてきた。現在に至っても、AAについて検討する際に、先生の業績から学ぶことは必要不可欠の作業と見なされているのである。

もちろん、西村先生の平等保護に関する研究はAAに限られるわけではない。性差別の問題（「家族手当等の受給資格と性差別—岩手銀行女子賃金差別事件」『ジュリスト』平成四年度重要判例解説』一〇二四号、一九九三年）、投票価値の平等問題（「アメリカにおける選挙区割り」と投票価値の平等（一）（二）」大阪府立大学『経済研究』四一巻一号、一九九五年、同四三巻一号、一九九七年）など、日米の平等問題に関する先生の研究は数多い。「法の下の平等」

岩間昭道・戸波江二編『憲法Ⅱ 基本的人権』（別冊法学セミナー司法試験シリーズ、一九九四年）は、西村先生がこの分野の代表的研究者であることを示すものといえよう。その後、大学の激動期に学内の要職を務められることになり、研究に集中できる時間が奪われたことは残念であったが、複数の教え子がA.Aを含む平等保護に関する研究を鋭意進めていることは、先生の学問的影響の強さを示すと共に、師弟にわたる世代間連携によってこの分野の研究が更に進展することを期待させるものである。

西村先生の学問的貢献は著作によるものばかりではない。近畿を中心とする人脈を活かして関西アメリカ公法学会の広島での開催を複数回手掛けられたことは、この地域における公法研究の活性化に大いに刺激となった。

また、教育・研究両面での国際化を推進する「スーパーグローバル大学」に本学が選定される以前から、西村先生は、海外の大学との学術交流を活発化させ、教員間の共同研究や学生間の交換留学などを積極的に進められた。まず、華東政法大学、中国政法大学、大連大学など中国の主要な大学と学術交流協定を締結した。学術交流協定を締結するために訪問した大学では、必ず英語で講演をすることにした。たとえば、フランスのブルゴーニュ大学で行った講演をきっかけに、二〇一二年九月同大学で開催された国際コロキウム「平和と憲法」での講演を依頼され、その講演を聞いた教授との縁で、トゥール大学、さらにはモロッコのウジヤダ大学ならびにメクネス大学との学術交流協定締結に発展した次第である。

三、人 その二

西村先生に接すると、此事に捉われない落ち着いた態度と重厚なリーダーシップに誰もが気づく。本学に赴任され

てわずか三年後に法学部長に就任されたのは、先生の力量からすれば当然のことであつたかもしれない。しかし、法学部長を二期、社会科学研究所長を二期、計八年間要職に捧げられた時間と労力は計り知れない。ましてや、大学をめぐる内外の情勢が複雑化した時期における激務は、想像を絶する心労を先生にもたらしたのであろう。忘れてはならないのは、その激務の中で先生が研究者の本分を遺憾なく發揮されたことだ。錚々たるリーダーが一堂に会する場にあつて、平静は穏やかで協調性のある先生が、憲法研究者として黙っていることのできないと感じた時に議論の方向に異議を唱えたことは一度や二度ではないという。空気を読むこと、忖度することが至上命題とされるこの社会にあつて、これが容易なことではないのは想像するに難くない。先生の直言が叶つたことも叶わなかつたこともあるだろうが、結果はともかく自身の役割を可能な限り果たす先生の姿は、後継の我々に多くのことを語っているように思えてならない。

先生のご活躍は学内に留まるものではない。すでに大阪府大時代から、人権施策推進、個人情報保護、情報公開などに関する審議会・審査会の会長・委員を数多く務められていたが、本学赴任後は近隣の地方自治体の同種審議会・審査会の会長・委員の仕事も加わり、毎週のように会議に出席しなければならぬ過酷な日程を余儀なくされた。それでも、地域貢献こそ地方国立大学教員の使命であるという恩師の教えを身に受けて、先生は地域社会の要請に積極的に応えられたのである。先生はまた、学外の仕事に対しても決して手を抜かない。会議で委員が自由闊達に議論した内容を事務局が答申案という形で纏めるのがこの種の会議の通例であり、会長といえども事務局案に手を加えることはあまりなく、微修正に留まることが多い。ところが西村先生は、必要とあれば答申案の大部分を書き換えることもあつたという。これもまた、自身の役割を妥協なく果たしたいという先生の思いを顕著に表した行動であつたように思う。

この場を借りて個人的に感謝の思いを述べることをお許し願いたい。西村先生は私にとって畑博行先生を恩師とする門下の先輩である。私が大学院に進学した時にはすでに職に就かれていたために接触はなかったが、その後様々な場面で随分お世話になってきた。最近でも、数年前私がアメリカへの長期出張の機会を与えられた際には、貴重な助言を数多く頂戴した。中でも、先生がアメリカ留学時に指導教授から言われたとして教えられた「You should be more assertive.」という言葉は、私にとって最も大切な宝物となった。憶することなく人と接するという印象のある西村先生ですらそういう言葉をかけられるのだから、周囲に遠慮しまくっている私のような姿勢では志を果たすことは難しいと、長年のお付き合いの中で先生が感じられたのだろうと拝察し、私は自身の姿勢を猛省した。アメリカでの決意が実ったかは残念ながら疑問だが、今後の人生をかけて、あらゆることに「assertive」な姿勢で臨むことを自身の最大の課題としたいと心に期している。

最後に、これだけはぜひ書き残して置きたいと思うことを記したい。下肢に障害を持つ私のような障害者にとって世の中はバリアだらけなのだが、このことを人に理解してもらうには相当の困難がある。しかし、西村先生は昔から私に対して様々な配慮を下さってきた。どうしてそんなことに気づかれたのか不思議に思うほど、自然に気遣いをしてもらった。先生のさり気ない優しさにこれまで何度感謝し、胸を熱くしたことが。

広島大学を退職された後も隠居されることなく、安田女子大学で教育・研究に精力的に取り組まれている西村先生の今後に幸あれと心から願う。